

令和8年第4回定例教育委員会会議

日 時 令和8年4月16日(木)
午後1時30分から
場 所 中央図書館 2階 視聴覚ホール

議 題

日程第一 報告事項

- (1) 専決処理の報告について(教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事)
- (2) 専決処理の報告について(教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事)
- (3) 専決処理の報告について(教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事)
- (4) 専決処理の報告について(教育委員会の附属機関等の委員の任免に関する事・令和8年3月31日付)
- (5) 専決処理の報告について(教育委員会の附属機関等の委員の任免に関する事・令和8年4月1日付)
- (6) 専決処理の報告について(教育委員会の附属機関等の委員の任免に関する事・令和8年3月31日付及び令和8年4月1日付)
- (7) 令和8年3月定例市議会の報告について
- (8) 令和8年度当初富士見市教職員人事異動の概況について
- (9) 富士見市立地域公民館使用料免除基準及び使用料免除団体の登録手続等に関する要綱の一部改正について
- (10) 富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について
- (11) その他
 - ・第45回つるせ公民館まつりについて

報告事項（1）資料

専決処理の報告について

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

記

教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

- 1 富士見市立地域公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

令和8年4月16日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

専 決 処 理 書

次のとおり富士見市立地域公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

1 富士見市立地域公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について(別紙)

2 専決処理の理由

公民館施設利用に係る一部利用者の申請開始日、申請変更期間の改正等を行うため、富士見市立地域公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について令和8年3月30日付けで処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

令和8年3月30日

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

富士見市立地域公民館条例施行規則（平成17年教委規則第4号）新旧対照表

新	旧
<p>(申請の期間)</p> <p>第3条 前条の申請は、条例第10条第1項前段の許可を受けようとする場合にあつては地域公民館の施設（以下「施設」という。）を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の2月前の月の5日（次項において「申請開始日」という。）から利用日までの期間内に、同項後段の許可に係る事項を変更しようとする場合にあつては当該許可に係る利用日前<u>1日</u>までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、施設を設置目的以外の用で利用しようとするとき、及び_____個人_____又は<u>構成員の過半数が市外に在住し、在勤し、又は<u>在学する個人で構成される法人、団体等が利用しようとするときは、申請開始日の<u>翌月の1日</u>から利用日までの期間に行わなければならない。</u>ただし、教育委員会が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の富士見市立地域公民館条例施行規則第3条第2項の規定は、令和8年6月1日以降の施設の利用から適用する。</p>	<p>(申請の期間)</p> <p>第3条 前条の申請は、条例第10条第1項前段の許可を受けようとする場合にあつては地域公民館の施設（以下「施設」という。）を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の2月前の月の5日（次項において「申請開始日」という。）から利用日までの期間内に、同項後段の許可に係る事項を変更しようとする場合にあつては当該許可に係る利用日前<u>7日</u>までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、施設を設置目的以外の用で利用しようとするとき、及び<u>市内に住所を有しない個人(市内に通勤し、又は通学する者を除く。)</u>、_____法人、団体等が利用しようとするときは、申請開始日の<u>翌日</u>から利用日までの期間に行わなければならない。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。</p>

報告事項（2）資料

専決処理の報告について

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

記

教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

- 1 富士見市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

令和8年4月16日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

専 決 処 理 書

次のとおり富士見市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

1 富士見市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について（別紙）

2 専決処理の理由

埼玉県条例の一部改正に伴い令和8年4月1日から学校職員の部分休業等の取得方法等の拡充を行うため、富士見市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について、令和8年3月27日付けで処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

令和8年3月27日

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

富士見市立学校職員服務規程（昭和32年教委訓令第6号）新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第10条（略） （休暇） 第11条（略） 2～8（略） <u>9 職員が、条例第16条の2に規定する子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、子育て部分休暇承認請求書（様式第11号の2）をもって、教育委員会に請求しなければならない。</u></p> <p><u>10 子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号に掲げる場合には、子育て部分休暇変更届（様式第11号の3）をもって、遅滞なく教育委員会に届けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 産前の休業を始めた場合</u> <u>(2) 出産した場合</u> <u>(3) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合</u> <u>(4) 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなった場合</u> <u>(5) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合</u></p> <p>11 職員が、条例第17条に規定する介護休暇を受けようとするときは、介護休暇簿（様式第12号）をもって、校長に</p>	<p>第1条～第10条（略） （休暇） 第11条（略） 2～8（略） <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>9 職員が、条例第17条に規定する介護休暇を受けようとするときは、介護休暇簿（様式第12号）をもって、校長に</p>

あつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願ひ出なければならない。

12 職員が、条例第17条の2に規定する介護時間を受けようとするときは、介護時間簿（様式第13号）をもって、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願ひ出なければならない。

（育児休業等）

第17条の2（略）

2（略）

3 職員は、育児休業法第19条第2項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、部分休業申出書（様式第19号）をもって教育委員会に提出しなければならない。同条第3項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の申出を行った職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の請求にあつては様式第19号の2による第1号部分休業簿を、同項第2号に掲げる範囲内で請

あつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願ひ出なければならない。

10 職員が、条例第17条の2に規定する介護時間を受けようとするときは、介護時間簿（様式第13号）をもって、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願ひ出なければならない。

（育児休業等）

第17条の2（略）

2（略）

3 職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、部分休業承認請求書（様式第19号）をもって教育委員会に請求しなければならない。

（新設）

求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の請求にあつては様式第19号の3による第2号部分休業簿をもつて教育委員会に請求しなければならない。

5 職員は、育児休業条例第11条第5号の規定により再度の育児短時間勤務をしようとするときは、あらかじめ育児短時間勤務計画書(様式第20号)を育児短時間勤務承認請求書とともに教育委員会に提出しなければならない。

6 職員は、第1項、第2項及び第4項の請求に係り、教育委員会の指示があつた場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。

4 職員は、育児休業条例第11条第5号の規定により再度の育児短時間勤務をしようとするときは、あらかじめ育児短時間勤務計画書(様式第20号)を育児短時間勤務承認請求書とともに教育委員会に提出しなければならない。

5 職員は、第1項から第3項までの請求に係り、教育委員会の指示があつた場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。

様式11号の2 (第11条関係)

(新設)

様式第11号の2 (第11条関係)

子育て部分休暇承認請求書

年度		請求に係る子		氏名		校名	
				姓 名		番 号	
				生年月日		年 月 日	

学年	学期	月	日	請求者	請求理由 (事由・理由)	子育て部分休暇の請求期間				請求月日	備 考	
						月	日	時	分			
1						月	日	時	分	月	日	
2						月	日	時	分	月	日	
3						月	日	時	分	月	日	
4						月	日	時	分	月	日	
5						月	日	時	分	月	日	
6						月	日	時	分	月	日	
7						月	日	時	分	月	日	
8						月	日	時	分	月	日	
9						月	日	時	分	月	日	
10						月	日	時	分	月	日	

【注】1 学年欄の学年等は適宜変更又は省略できること。
 2 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との連絡及び生年月日と証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。

様式第19号（第17条の2関係）

様式第19号（第17条の2関係）

部分休業申出書

年 月 日

教育委員会 様

校 名
職 氏

次のとおり 年度の部分休業の請求について申し上げます。

1 請求に係る子	氏 名		続 柄	生 年 月 日	
				年 月 日生	
2 申出内容	種別	申 出 内 容			
	<input type="checkbox"/> 当初	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）			
	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 第2号部分休業（1年につき条例で定める時間を超えない範囲内）			
3 変更が必要な事情					
4 備 考					

- (注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、第1号部分休業の場合は別表第6の4の2を、第2号部分休業の場合は別表第6の4の3を提出すること。

様式第19号（第17条の2関係）

様式第19号(第17条の2関係)

(表)

部分休業承認請求書

年 月 日

(宛先) 富士見市教育委員会

学校名
職 名
氏 名

次のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日		年 月 日生
2 請求期間及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分
3 備 考			

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 部分休業の承認の請求の取消しを届け出る場合は、その旨を裏面に記入すること。
- 3 該当する□にはレ印を記入すること。

(裏)

部分休業の承認の 請求を取り消す時間			時間数	受 理			備 考
月 日	午 前	午 後		決裁 権者			
・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				

(注) 受理欄の職名等は適宜変更または増減できること。

様式第19号の2 (第17条の2関係)

(新設)

様式第19号の2 (第17条の2関係)

第1号部分休業簿

校 名 _____
 学 年 _____
 氏 名 _____

年度 _____

部分休業 回数	事由				部分休業の請求期間								請求月日	備 考
	請求者	種別	請求者	理由(事由)	月 日		日 時		時 分		時 分			
1.					月 日	時 分	月 日	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	月 日	
2.					月 日	時 分	月 日	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	月 日	
3.					月 日	時 分	月 日	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	月 日	
4.					月 日	時 分	月 日	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	月 日	
5.					月 日	時 分	月 日	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	月 日	
6.					月 日	時 分	月 日	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	月 日	
7.					月 日	時 分	月 日	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	月 日	
8.					月 日	時 分	月 日	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	月 日	
9.					月 日	時 分	月 日	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	月 日	
10.					月 日	時 分	月 日	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	月 日	

(注) 本記録簿の記入等は適宜変更又は増補できること。

様式第19号の3 (第17条の2関係)

様式第19号の3 (第17条の2関係)

第2号部分休業簿																		
年度											姓 名	_____						
											職 名	_____						
											所 属	_____						
年次 区分	出勤				部分休業の種類								備考					
	出勤	欠勤	遅刻	早退	月 日		時 間				種別 時間数	請求 時間数		請求 月日				
1					月 日	分	月 日	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	月 日	
2					月 日	分	月 日	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	月 日	
3					月 日	分	月 日	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	月 日	
4					月 日	分	月 日	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	月 日	
5					月 日	分	月 日	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	月 日	
6					月 日	分	月 日	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	月 日	
7					月 日	分	月 日	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	月 日	
8					月 日	分	月 日	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	月 日	
9					月 日	分	月 日	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	月 日	
10					月 日	分	月 日	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	時 分	分	月 日	

(注) 半日間の繰上等は適宜変更又は増減できること。

附 則

この訓令は令和8年4月1日から施行する。

(新設)

報告事項（3）資料

専決処理の報告について

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

記

教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

- 1 富士見市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

令和8年4月16日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

専 決 処 理 書

次のとおり富士見市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

1 富士見市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について（別紙）

2 専決処理の理由

富士見市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、富士見市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について、令和8年3月19日付けで処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

令和8年3月19日

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

富士見市教育委員会事務決裁規程（昭和58年教委訓令第2号）新旧対照表

新	旧				
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>2 人事関係</p> <table border="1" data-bbox="275 414 1052 651"> <thead> <tr> <th data-bbox="275 414 1052 466">事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="275 466 1052 651"> <p>5 <u>旅行</u>命令</p> <p>(1) <u>外国旅行</u></p> <p>(2) その他の<u>旅行</u></p> <p>ア～ウ（略）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事項	<p>5 <u>旅行</u>命令</p> <p>(1) <u>外国旅行</u></p> <p>(2) その他の<u>旅行</u></p> <p>ア～ウ（略）</p>	<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>2 人事関係</p> <table border="1" data-bbox="1205 414 1982 651"> <thead> <tr> <th data-bbox="1205 414 1982 466">事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 466 1982 651"> <p>5 <u>出張</u>命令</p> <p>(1) <u>海外出張</u></p> <p>(2) その他の<u>出張</u></p> <p>ア～ウ（略）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事項	<p>5 <u>出張</u>命令</p> <p>(1) <u>海外出張</u></p> <p>(2) その他の<u>出張</u></p> <p>ア～ウ（略）</p>
事項					
<p>5 <u>旅行</u>命令</p> <p>(1) <u>外国旅行</u></p> <p>(2) その他の<u>旅行</u></p> <p>ア～ウ（略）</p>					
事項					
<p>5 <u>出張</u>命令</p> <p>(1) <u>海外出張</u></p> <p>(2) その他の<u>出張</u></p> <p>ア～ウ（略）</p>					

報告事項（４）資料

専 決 処 理 の 報 告 に つ い て

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

記

教育委員会の附属機関等の委員の任免に関すること。

- 1 富士見市社会教育委員の解嘱について
- 2 富士見市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

令和8年4月16日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

専 決 処 理 書

次のとおり富士見市社会教育委員を解嘱することについて、富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

1 事案の概要

(1) 解嘱について

氏 名	所 属 等	理 由	解 嘱 日
渡邊 誠	淑徳大学教授	退職	令和8年3月31日

2 専決処理の理由

委員の解嘱について、令和8年3月31日付けで処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

令和8年3月31日

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

専 決 処 理 書

次のとおり富士見市学校給食センター運営委員会委員を解嘱することについて、富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

1 事案の概要

(1) 解嘱について

氏 名	所 属 等	理 由	解 嘱 日
藤谷 健二	つるせ台小学校長	人事異動	令和8年3月31日

2 専決処理の理由

委員の解嘱について、令和8年3月31日付けで処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

令和8年3月31日

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

報告事項（5）資料

専決処理の報告について

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

記

教育委員会の附属機関等の委員の任免に関すること。

- 1 富士見市コミュニティ・スクール協議会委員の委嘱及び任命について

令和8年4月16日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

専 決 処 理 書

次のとおり富士見市コミュニティ・スクール協議会委員を委嘱及び任命することについて、富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

1 事案の概要

(1) 委嘱及び任命について（任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日まで）

①富士市立鶴瀬小学校コミュニティ・スクール協議会委員

氏 名	所 属 等	委嘱日（任命日）
粕谷 弥恵	P T A会長	令和8年4月1日
山田 歓人	放課後児童クラブ職員	令和8年4月1日
高見 淳也	鶴瀬公民館長	令和8年4月1日
津川 幸子	スクールガードリーダー	令和8年4月1日
飛田和 伸幸	交通指導員	令和8年4月1日
萩原 大輔	谷津幼稚園副園長	令和8年4月1日
石井 勝博	鶴瀬小学校長	令和8年4月1日
小澤 雄一	鶴瀬小学校教頭	令和8年4月1日
佐藤 美里	鶴瀬小学校主幹教諭	令和8年4月1日

②富士見市立水谷小学校コミュニティ・スクール協議会委員

氏 名	所 属 等	委嘱日（任命日）
山田 麻実	P T A会長	令和8年4月1日

米山 隆二	町会長	令和8年4月1日
富永 静恵	主任児童委員	令和8年4月1日
萩元 茂	民生委員児童委員	令和8年4月1日
浜野 一美	放課後児童クラブ職員	令和8年4月1日
深瀬 尊史	水谷公民館長	令和8年4月1日
戸塚 正義	水谷地区社会福祉協議会	令和8年4月1日
大久保 由美	交通指導員	令和8年4月1日
北田 裕一	みずたに幼稚園長	令和8年4月1日
大竹 宏治	水谷小学校校長	令和8年4月1日
齋藤 智哉	水谷小学校教頭	令和8年4月1日
長根 正人	水谷小学校教頭	令和8年4月1日

③富士見市立南畑小学校コミュニティ・スクール協議会委員

氏名	所属等	委嘱日（任命日）
松下 大樹	P T A会長・学校応援団団長	令和8年4月1日
堤 悦昭	P T A顧問	令和8年4月1日
新井 藤一	町会長	令和8年4月1日
中 正美	町会長	令和8年4月1日
秋元 節子	主任児童委員 学校応援団コーディネーター	令和8年4月1日
新井 紀子	元民生児童委員・学校応援団	令和8年4月1日

落合 一志	南畑公民館長	令和8年4月1日
須藤 寛	南畑公民館利用者の会会長	令和8年4月1日
村山 勉	交通安全協会南畑支部長	令和8年4月1日
齊藤 宏	南畑小学校長	令和8年4月1日
矢場 友道	南畑小学校教頭	令和8年4月1日
赤間 隆平	南畑小学校主幹教諭	令和8年4月1日

④富士見市立関沢小学校コミュニティ・スクール協議会委員

氏名	所属等	委嘱日（任命日）
新井 隆夫	町会長	令和8年4月1日
松本 環奈	地域子ども教室コーディネーター	令和8年4月1日
恩田 明子	放課後児童クラブ職員	令和8年4月1日
大堀 一敏	鶴瀬西交流センター長	令和8年4月1日
吉田 みずほ	地域包括支援センターみずほ苑代表	令和8年4月1日
関谷 沢果	任意団体救命教育ヒーローステップ代表	令和8年4月1日
森田 信子	NPO 法人 OASISFUJIMI 副代表理事	令和8年4月1日
益子 由紀子	第四保育所長	令和8年4月1日
中村 恵美	西中学校教頭	令和8年4月1日
関口 循子	関沢小学校校長	令和8年4月1日
濱野 裕司	関沢小学校教頭	令和8年4月1日

吉里 竹直	関沢小学校主幹教諭	令和8年4月1日
-------	-----------	----------

⑤富士見市立勝瀬小学校コミュニティ・スクール協議会委員

氏名	所属等	委嘱日（任命日）
山岸 仁史	町会長	令和8年4月1日
平岩 ひとみ	主任児童委員	令和8年4月1日
佐山 由里子	学校応援団団長	令和8年4月1日
小林 佳菜	学校応援団団長	令和8年4月1日
小泉 一也	放課後児童クラブ職員	令和8年4月1日
大瀧 徳子	地域子ども教室コーディネーター	令和8年4月1日
柳田 香緒里	スクールガードリーダー	令和8年4月1日
押田 一	勝瀬小学校区まちづくり協議会会長	令和8年4月1日
松尾 信悟	ふじみ野児童館長	令和8年4月1日
宮本 健	勝瀬小学校長	令和8年4月1日
津田 陽一郎	勝瀬小学校教頭	令和8年4月1日
小林 彩乃	勝瀬小学校主幹教諭	令和8年4月1日

⑥富士見市立水谷東小学校コミュニティ・スクール協議会委員

氏名	所属等	委嘱日（任命日）
影山 優香	P T A会長	令和8年4月1日
松島 義昭	町会長	令和8年4月1日

黒田 友子	民生委員児童委員	令和8年4月1日
新井 多希子	学校応援団団長	令和8年4月1日
竹内 那音	放課後児童クラブ職員	令和8年4月1日
清水 実	水谷東安心まちづくり協議会会長	令和8年4月1日
中田 正義	水谷東公民館長	令和8年4月1日
関野 兼太郎	郷土資料編集委員	令和8年4月1日
細谷 洋	富士見みずほ幼稚園長	令和8年4月1日
竹内 美晴	第二保育所長	令和8年4月1日
後藤 輝明	水谷東小学校長	令和8年4月1日
荒野 久美子	水谷東小学校教頭	令和8年4月1日
松本 祐希	水谷東小学校主幹教諭	令和8年4月1日

⑦富士見市立諏訪小学校コミュニティ・スクール協議会委員

氏名	所属等	委嘱日（任命日）
梅澤 忠和	町会長	令和8年4月1日
小林 繁和	町会長	令和8年4月1日
星野 晃	町会長	令和8年4月1日
加藤 富美子	主任児童委員	令和8年4月1日
佐伯 さゆり	学校応援団ボランティア	令和8年4月1日
浦狩 広海	放課後児童クラブ職員	令和8年4月1日

田屋 典子	諏訪児童館長	令和8年4月1日
大久保 勇次	社会福祉協議会会長	令和8年4月1日
村井 佐恵	子ども未来応援センター所長	令和8年4月1日
長谷川 実	富士見市立中央図書館館長	令和8年4月1日
森 靖幸	諏訪小学校校長	令和8年4月1日
一水 昌比古	諏訪小学校教頭	令和8年4月1日
瀬田 雄太	諏訪小学校主幹教諭	令和8年4月1日

⑧富士見市立みずほ台小学校コミュニティ・スクール協議会委員

氏名	所属等	委嘱日（任命日）
小嶋 友邦	P T A会長	令和8年4月1日
八木橋 覚	元P T A会長	令和8年4月1日
佐原 公子	民生委員児童委員・主任児童委員	令和8年4月1日
正東 三男	みずほ台小地区まちづくり協議会会長	令和8年4月1日
大槻 節子	地区社協子ども部会代表	令和8年4月1日
前野 和子	キッズガーデンきらり保育園理事長	令和8年4月1日
関根 一磨	みずほ台小学校長	令和8年4月1日
富澤 悦子	みずほ台小学校教頭	令和8年4月1日
大木 裕太	みずほ台小学校主幹教諭	令和8年4月1日

⑨富士見市立針ヶ谷小学校コミュニティ・スクール協議会委員

氏名	所属等	委嘱日（任命日）
鈴木 康之	P T A会長	令和8年4月1日
小澤 茂雄	町会長・学校応援団コーディネーター	令和8年4月1日
細田 幸雄	町会長	令和8年4月1日
三崎 茂	町会長	令和8年4月1日
西山ひろみ	主任児童委員	令和8年4月1日
星野 優	スクールガードリーダー	令和8年4月1日
寺沢 靖	富士見市スポーツ推進委員	令和8年4月1日
中村 恵美	西中学校教頭	令和8年4月1日
河村 雅博	針ヶ谷小学校長	令和8年4月1日
齋藤 奈穂子	針ヶ谷小学校教頭	令和8年4月1日
村山 由香利	針ヶ谷小学校主幹教諭	令和8年4月1日

⑩富士見市立ふじみ野小学校コミュニティ・スクール協議会委員

氏名	所属等	委嘱日（任命日）
丸岡 美有紀	保護者・教師の会代表総務	令和8年4月1日
中島 邦夫	勝瀬町会役員	令和8年4月1日
長澤 和夫	地域子ども教室コーディネーター	令和8年4月1日
山口 大輝	放課後児童クラブ職員	令和8年4月1日
野崎 徹	ふじみ野交流センター所長	令和8年4月1日

大前 裕子	交通指導員	令和8年4月1日
香取 中	スクールガードリーダー	令和8年4月1日
大畠 仁	ふじみ野小学校長	令和8年4月1日
上倉 直人	ふじみ野小学校教頭	令和8年4月1日
藤本 純平	ふじみ野小学校主幹教諭	令和8年4月1日

⑪富士見市立つるせ台小学校コミュニティ・スクール協議会委員

氏名	所属等	委嘱日（任命日）
城 満太郎	P T A会長	令和8年4月1日
梅田 千晶	P T A副会長	令和8年4月1日
笠原 敬一	町会長、スクールガードリーダー	令和8年4月1日
小田島 美穂	学校応援団コーディネーター	令和8年4月1日
齋藤 昭平	放課後児童クラブ職員	令和8年4月1日
大里 直子	富士見市立図書館鶴瀬西分館長	令和8年4月1日
大堀 一敏	鶴瀬西交流センター所長	令和8年4月1日
田中 浩	富士見台幼稚園長	令和8年4月1日
小村 砂美	第六保育所長	令和8年4月1日
鷲尾 弘樹	富士見台中学校教頭	令和8年4月1日
野村 佐智夫	つるせ台小学校長	令和8年4月1日
田村 和彦	つるせ台小学校教頭	令和8年4月1日

川畑 那由昂	つるせ台小学校主幹教諭	令和8年4月1日
--------	-------------	----------

⑫富士見市立富士見台中学校コミュニティ・スクール協議会委員

氏名	所属等	委嘱日（任命日）
大谷 洋	P T A会長	令和8年4月1日
大矢 奈苗	町会長	令和8年4月1日
大塚 正己	鶴瀬東1丁目町会代表	令和8年4月1日
高見 淳也	鶴瀬公民館長	令和8年4月1日
加治 幸憲	すわ幼稚園理事長兼事務長	令和8年4月1日
小澤 雄一	鶴瀬小学校教頭	令和8年4月1日
田村 和彦	つるせ台小学校教頭	令和8年4月1日
瀬田 雄太	諏訪小学校主幹教諭	令和8年4月1日
武田 圭介	富士見台中学校長	令和8年4月1日
鷺尾 弘樹	富士見台中学校教頭	令和8年4月1日
戸田 美奈子	富士見台中学校教諭	令和8年4月1日

⑬富士見市立本郷中学校コミュニティ・スクール協議会委員

氏名	所属等	委嘱日（任命日）
澁川 岳郎	元P T A会長	令和8年4月1日
住吉 勝彦	民生委員児童委員	令和8年4月1日
高橋 くみ子	民生委員児童委員	令和8年4月1日

戸塚 れい子	民生委員児童委員	令和8年4月1日
柳原 英子	学校応援団コーディネーター	令和8年4月1日
正東 三男	みずほ台小地区まちづくり協議会会長	令和8年4月1日
廣井 賢司	本郷中学校長	令和8年4月1日
近藤 智英	本郷中学校教頭	令和8年4月1日
根本 博樹	本郷中学校教務主任	令和8年4月1日

⑭富士見市立東中学校コミュニティ・スクール協議会委員

氏名	所属等	委嘱日（任命日）
柳田 雄	P T A会長	令和8年4月1日
谷澤 昌宏	元P T A会長	令和8年4月1日
澁谷 弘次	町会長	令和8年4月1日
泰間 孝雄	町会長	令和8年4月1日
田中 和男	町会長	令和8年4月1日
秋元 節子	主任児童委員	令和8年4月1日
齊藤 宏	南畑小学校長	令和8年4月1日
森 靖幸	諏訪小学校長	令和8年4月1日
齊藤 七実	富士見特別支援学校長	令和8年4月1日
前之園 晴廣	富士見高等学校長	令和8年4月1日
藤井 文則	東中学校長	令和8年4月1日

近藤 泰弘	東中学校教頭	令和8年4月1日
糸賀 麻里子	東中学校教務主任	令和8年4月1日

⑮富士見市立西中学校コミュニティ・スクール協議会委員

氏名	所属等	委嘱日（任命日）
瀧澤 良太	P T A会長	令和8年4月1日
田中 和子	民生委員・児童委員	令和8年4月1日
八子 朋弘	県議会議員	令和8年4月1日
堀川 博基	西中学校長	令和8年4月1日
中村 恵美	西中学校教頭	令和8年4月1日
齋藤 有紀	西中学校主幹教諭	令和8年4月1日

⑯富士見市立勝瀬中学校コミュニティ・スクール協議会委員

氏名	所属等	委嘱日（任命日）
上野 直美	P T A会長	令和8年4月1日
升屋 香奈子	P T A副会長	令和8年4月1日
中島 邦夫	元P T A会長	令和8年4月1日
伊藤 茂	町会長	令和8年4月1日
戸田 信江	民生委員児童委員	令和8年4月1日
小関 隆弘	元スクールソーシャルワーカー	令和8年4月1日
辻 庸一	勝瀬中学校校長	令和8年4月1日

深谷 直人	勝瀬中学校教頭	令和8年4月1日
高原 剛	勝瀬中学校教諭	令和8年4月1日

⑰富士見市立水谷中学校コミュニティ・スクール協議会委員

氏名	所属等	委嘱日（任命日）
竹内 宏俊	P T A会長	令和8年4月1日
關野 常和	P T A顧問・学校応援団	令和8年4月1日
河本 志保	元P T A会長	令和8年4月1日
坂田 紀子	元P T A会長	令和8年4月1日
本間 広子	町会長	令和8年4月1日
米山 隆二	町会長	令和8年4月1日
川井 喜一郎	学校応援団コーディネーター	令和8年4月1日
清水 実	水谷東安心まちづくり協議会会長	令和8年4月1日
北田 裕一	みずたに幼稚園長	令和8年4月1日
内海幸一郎	水谷中学校長	令和8年4月1日
加藤 篤史	水谷中学校教頭	令和8年4月1日
遠藤 直也	水谷中学校教務主任	令和8年4月1日

⑱富士見市立富士見特別支援学校コミュニティ・スクール協議会委員

氏名	所属等	委嘱日（任命日）
重見 道代	P T A会長	令和8年4月1日

新井 利和	町会長	令和8年4月1日
秋元 節子	主任児童委員	令和8年4月1日
落合 一志	南畑公民館長	令和8年4月1日
久保田 智子	障がい福祉課長	令和8年4月1日
小菅 賢一	むさしの作業所管理者	令和8年4月1日
細野 浩一	ゆいの里福祉会理事長	令和8年4月1日
高橋 良江	サポートハウスみんなので	令和8年4月1日
石井 将人	みずほ学園長	令和8年4月1日
齊藤 七実	富士見特別支援学校長	令和8年4月1日
湯浅 純也	富士見特別支援学校教頭	令和8年4月1日

2 専決処理の理由

委員の委嘱及び任命について、令和8年4月1日付けで処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

報告事項（6）資料

専決処理の報告について

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

記

教育委員会の附属機関等の委員の任免に関すること。

- 1 富士見市就学支援委員会委員の解嘱及び委嘱について

令和8年4月16日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

専 決 処 理 書

次のとおり富士見市就学支援委員会委員を解嘱及び委嘱することについて、富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

1 事案の概要

(1) 解嘱について（専決処理日：令和8年3月31日）

氏名	所属等	理由	解嘱日
石井 勝博	諏訪小学校長	人事異動	令和8年3月31日
後藤 輝明	富士見台中学校長	人事異動	令和8年3月31日
花岡 浩子	ふじみ野小学校 発達・情緒障がい通級指導教室	校内人事異動	令和8年3月31日
木村 妙子	富士見台中学校 発達・情緒障がい通級指導教室	退職	令和8年3月31日
大久保 裕香	第一保育所長	退職	令和8年3月31日

(2) 委嘱について（専決処理日：令和8年4月1日）

氏名	所属等	委嘱日	任期
森 靖幸	諏訪小学校長	令和8年4月1日	残任期間 (令和9年6月30日まで)
武田 圭介	富士見台中学校長	令和8年4月1日	残任期間 (令和9年6月30日まで)
川村 絵玲奈	ふじみ野小学校 発達・情緒障がい通級指導教室	令和8年4月1日	残任期間 (令和9年6月30日まで)
森田 龍樹	富士見台中学校 発達・情緒障がい通級指導教室	令和8年4月1日	残任期間 (令和9年6月30日まで)
益子 由紀子	第四保育所長	令和8年4月1日	残任期間 (令和9年6月30日まで)

2 専決処理の理由

委員の解嘱及び委嘱について、上記日付けで処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

令和8年3月定例市議会の報告について

1 教育委員会に係る議案等の審議結果（原案のとおり、可決）

（1）令和8年度富士見市一般会計予算

（2）令和7年度富士見市一般会計補正予算（第7号）

《概要》

- ・食材価格高騰に伴い増額した学校給食の賄材料費に対して臨時交付金を充当

令和7年度富士見市一般会計補正予算（第8号）

《概要》

- ・学校施設整備事業を前倒し実施するもの
- ・市指定文化財の用地購入費を減額するもの
- ・学校施設整備事業を翌年度へ繰り越すもの

（3）富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（4）工事請負契約の締結について

《概要》

- ・勝瀬中学校長寿命化建築工事（第3期工事）（ゼロ債務）
- ・水谷中学校長寿命化建築工事（第3期工事）（ゼロ債務）
- ・水谷中学校長寿命化電気設備工事（第3期工事）（ゼロ債務）
- ・西中学校屋内運動場改修工事（ゼロ債務）

2 教育委員会に係る市政一般質問

教育政策課

《根岸 操 議員》

1. 教育行政について

（1）校庭の砂ぼこり対策について

《村元 寛 議員》

1. 教育環境の向上について

（1）勝瀬中学校について

（2）石油ストーブ等の備品管理について

生涯学習課

《須崎 悦子 議員》

1. 健康増進センターの今後の在り方について

- (1) 中央図書館2階を健康増進センターの事業スペースとして転用することについて

《村元 寛 議員》

1. 教育環境の向上について

- (1) 家庭学習応援事業の拡充について

学校教育課

《斉藤 隆浩 議員》

1. 地域要望について

- (1) スクールゾーンの設定について

《山下 淑子 議員》

1. 教育環境の充実に向けて

- (1) 登下校時の児童生徒の持ち物軽量化について
- (2) スクールファンドの導入について

《須崎 悦子 議員》

1. 自転車の安全走行について

- (1) 4月から施行される交通反則通告制度の周知と安全対策について

《小泉 陽 議員》

1. 自転車の利用について

- (1) 学校における自転車の利用について

《村元 寛 議員》

1. 教育環境の向上について

- (1) 部活動指導員への一部権限委譲を

教育相談室

《深瀬 優子 議員》

1. 相談体制の充実を

- (1) 市民からのオンライン相談の対応について

鶴瀬公民館

《伊勢田 幸正 議員》

1. 自主財源の確保について
 - (1) トイレ広告について
2. 公民館・交流センターについて
 - (1) 公共施設利用申込みの手続について
 - (2) 当日の空き部屋を安く利用できる取組をしては
 - (3) 「個人利用」の案内について

《松本 剛 議員》

1. まちのにぎわいについて
 - (1) 市内イベントの活性化施策の拡充を

学校給食センター

《川畑 勝弘 議員》

1. 新庁舎整備事業を含む公共施設整備と財政の見通しについて
 - (1) 学校給食センターの早期整備の可能性について

令和8年度当初富士見市教職員人事異動の概況

富士見市教育委員会

I 基本方針

1 基本方針

- (1) 教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 教育水準の向上を図るため、長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。
- (7) 教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 配当定員に対して欠員を生ずる場合は、西部教育事務所、他市町村教育委員会の協力を得て、その補充に努める。
- (6) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。
- (7) 校長、教頭及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 期限付人事交流

教員としての視野を広め資質の向上を図るとともに、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育的指導・支援を行う特別支援教育の充実を目指し、富士見市立小・中学校教員と富士見市立富士見特別支援学校教員との期限付人事交流を積極的に行う。

II 異動の概要

1 管理職の退職・役職定年

	学校名	氏名	年齢	備考
校長	東中学校	丸山 丁士	61	退職

2 管理職の転出

	学校名	氏名	年齢	備考
	該当者なし			

3 管理職の新採用

	学校名	氏名	年齢	備考
校長	勝瀬小学校	宮本 健	56	富士見市ふじみ野小学校・教頭から
校長	富士見台中学校	武田 圭介	56	富士見市教育委員会・学校統括監から
教頭	南畑小学校	矢場 友道	43	富士見市教育委員会・学校教育課指導主事から

4 管理職の転入

	学校名	氏名	年齢	備考
	該当者なし			

5 管理職の転補

	学校名	氏名	年齢	備考
校長	つるせ台小学校	野村 佐智夫	53	鶴瀬小学校・校長から
校長	東中学校	藤井 文則	62	勝瀬小学校・校長から
校長	諏訪小学校	森 靖幸	57	水谷東小学校・校長から
校長	鶴瀬小学校	石井 勝博	55	諏訪小学校・校長から
校長	水谷東小学校	後藤 輝明	50	富士見台中学校・校長から
教頭	針ヶ谷小学校	齋藤 奈穂子	47	南畑小学校・教頭から
教頭	ふじみ野小学校	上倉 直人	52	針ヶ谷小学校・教頭から

【参考資料】

1 同一校7年以上勤続者異動状況【退職含む】

	該当者数(A)				異動者数(B)				解消率(B/A)			
	小	中	特	計	小	中	特	計	小	中	特	計
主幹教諭	1	0	0	1	1	0	0	1	100.0%	-	-	100.0%
教諭	29	20	2	51	14	7	0	21	48.3%	35.0%	0.0%	41.2%
養護教諭	3	2	0	5	2	0	0	2	66.7%	0.0%	-	40.0%
事務	1	1	0	2	0	0	0	0	0.0%	0.0%	-	0.0%
学栄	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
計	34	23	2	59	17	7	0	24	50.0%	30.4%	0.0%	40.7%

2 採用以来同一校6年以上勤務者異動状況【育休者等も含む】

	該当者数(A)				異動者数(B)				解消率(B/A)			
	小	中	特	計	小	中	特	計	小	中	特	計
教諭	13	4	3	20	8	3	1	12	61.5%	75.0%	33.3%	60.0%
養護教諭	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
事務	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
学栄	1	0	0	1	1	0	0	1	100.0%	-	-	100.0%
計	14	4	3	21	9	3	1	13	64.3%	75.0%	33.3%	61.9%

3 教育事務所(管外)異動状況 (管理職を除く、希望数は延べ人数)

		南部	北部	東部	さいたま市	県立	合計
転入	希望数	114	0	5	0	1	120
	実現数	5	0	0	0	1	6
転出	希望数	45	0	2	0	22	69
	実現数	6	0	0	0	3	9

4 西部教育事務所管内市町村教育委員会異動状況【管理職を除く、希望数は延べ人数】

		川越	狭山	所沢	飯能	日高	越生	毛呂山	坂戸	鶴ヶ島	入間	ふじみ野	三芳	東松山	滑川
転入	希望数	153	40	103	5	3	2	0	20	10	27	92	24	1	0
	実現数	7	1	4	1	0	1	0	3	0	1	7	5	0	0
転出	希望数	22	36	41	6	8	0	5	24	24	10	116	105	7	0
	実現数	7	3	4	0	1	0	0	3	0	0	4	3	0	0

		嵐山	小川	ときがわ	鳩山	川島	吉見	東秩父	合計
転入	希望数	0	0	1	2	12	0	0	495
	実現数	0	0	0	0	0	0	0	30
転出	希望数	0	1	1	0	13	0	0	419
	実現数	0	0	0	0	0	0	0	25

報告事項（9）資料

富士見市立地域公民館使用料免除基準及び使用料免除団体の登録手続等に関する要綱

（平成17年教委告示第7号の2）新旧対照表

新	旧
<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） <u>使用料免除登録団体</u> 次に掲げる要件のいずれにも該当する3人以上で構成される<u>団体</u>で地域公民館の使用料の免除を受けることができるものとして登録されたものをいう。</p> <p>ア 相互の合意の下に団体の構成員が自主的かつ主体的に運営していること。</p> <p>イ <u>団体の構成員の半数以上の者が市内に住所、勤務先又は通学先を有するものである</u> こと。</p> <p>ウ 利用しようとする地域公民館の設置目的に<u>適う</u> 利用であること。</p> <p>エ 別表に定める使用料免除基準のいずれかに該当すること。</p> <p>オ 会則及び年間の活動計画を有し、かつ、会計処理が明確であること。</p> <p>カ 3月以上の活動実績を有すること。</p> <p>（2） <u>市内目的内届出団体</u> 前号アからウまでの要件のいずれにも<u>該当する3人以上で構成される団体</u>で教育委員会に届け出たものをいう。</p> <p>（登録の有効期限）</p> <p>第13条 第6条及び第10条の規定による登録の有効期限は、<u>次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。</u></p> <p>（1） <u>使用料免除登録団体</u> 利用登録をした日の属する年度の末日</p> <p>（2） <u>市内目的内届出団体</u> 令和8年度を起算とした2会計年度の末日ごと</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） <u>使用料免除登録団体</u> 次に掲げる要件のいずれにも<u>該当する</u> <u>団体</u>で地域公民館の使用料の免除を受けることができるものとして登録されたものをいう。</p> <p>ア 相互の合意の下に団体の構成員が自主的かつ主体的に運営していること。</p> <p>イ <u>団体の構成員の半数以上</u> が市内に在住し、<u>在勤し、又は在学する個人であり、かつ、市内に当該団体の事務所又は連絡先があること。</u></p> <p>ウ 利用しようとする地域公民館の設置目的に<u>該当する</u>利用であること。</p> <p>エ 別表に定める使用料免除基準のいずれかに該当すること。</p> <p>オ 会則及び年間の活動計画を有し、かつ、会計処理が明確であること。</p> <p>カ 3月以上の活動実績を有すること。</p> <p>（2） <u>市内目的内届出団体</u> 前号アからウまでの要件のいずれにも<u>該当する</u> <u>団体</u>で教育委員会に届け出たものをいう。</p> <p>（登録の有効期限）</p> <p>第13条 第6条及び第10条の規定による登録の有効期限は、<u>当該登録をした日の属する年度の末日</u> までとする。</p>

様式第1号 (第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

使用料免除団体登録申請書

年 月 日

(宛先)富士見市教育委員会

団体名称(ふりがな)		
代表者	氏名(ふりがな)	
	住所・電話	富士見市 TEL

次のとおり使用料免除登録団体の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

団体設立年月	年 月	
活動	目的	
	内容	
	主な活動場所	
登録要件	1 町会、自主防災組織等が利用する場合 2 福祉ボランティア、福祉団体等が利用する場合 3 学校教育に係る団体が利用する場合 4 子育て支援団体、青少年の健全育成活動団体等が利用する場合 5 老人クラブ、高齢者の介護予防活動団体等が利用する場合 6 非営利の社会貢献団体等が利用する場合	
構成員	合計 人	市内 人(市内に住所、勤務先又は通学先を有するもの) 市外 人
	運 営	・会費を徴収していない ・会費を徴収している(月・年 円)

添付書類	1 団体構成員名簿(様式第2号)又はこれに代わるもの 2 収支決算書及び収支予算書(様式第3号)又はこれに代わるもの 3 事業報告書及び事業計画書(様式第4号)又はこれに代わるもの 4 団体の会則又はこれに代わるもの
免除登録の実績	有(年 月から)、再申請、新規申請

様式第1号 (第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

使用料免除団体登録申請書

年 月 日

(宛先)富士見市教育委員会

団体名称(ふりがな)		
代表者	氏名(ふりがな)	
	住所・電話	富士見市 TEL

次のとおり使用料免除登録団体の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

団体設立年月	年 月	
活動	目的	
	内容	
	主な活動場所	
登録要件	1 町会、自主防災組織等が利用する場合 2 福祉ボランティア、福祉団体等が利用する場合 3 学校教育に係る団体が利用する場合 4 子育て支援団体、青少年の健全育成活動団体等が利用する場合 5 老人クラブ、高齢者の介護予防活動団体等が利用する場合 6 非営利の社会貢献団体等が利用する場合	
構成員	合計 人	市内 人(在住し、在勤し、又は在学する個人) 市外 人
	運 営	・会費を徴収していない ・会費を徴収している(月・年 円)

添付書類	1 団体構成員名簿(様式第2号)又はこれに代わるもの 2 収支決算書及び収支予算書(様式第3号)又はこれに代わるもの 3 事業報告書及び事業計画書(様式第4号)又はこれに代わるもの 4 団体の会則又はこれに代わるもの
免除登録の実績	有(年 月から)、再申請、新規申請

様式第2号（第4条関係、第9条関係）

様式第2号(第4条、第9条関係)

団体構成員名簿

団体名： 年 月 日提出

緊急連絡先	氏名	電話	()
緊急連絡先	氏名	電話	()

No.	氏名	市内	市外	No.	氏名	市内	市外
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			
				計	市内()人・市外()人		

※ 市内(市内に住所、勤務先又は通学先を有するもの)・市外の欄に○を付けてください。
 ※ この名簿に記載された氏名及び電話番号は、団体登録事務以外には使用いたしません。

様式第2号（第4条関係、第9条関係）

様式第2号(第4条、第9条関係)

団体構成員名簿

団体名： 年 月 日提出

緊急連絡先	氏名	電話	()
緊急連絡先	氏名	電話	()

No.	氏名	市内	市外	No.	氏名	市内	市外
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			
				計	市内()人・市外()人		

※ 市内(在住し、在勤し、又は在学する個人)・市外の欄に○を付けてください。
 ※ この名簿に記載された氏名及び電話番号は、団体登録事務以外には使用いたしません。

様式第6号(第8条関係)

様式第6号(第8条関係)

使用料免除登録団体変更届

年 月 日

(宛先)富士見市教育委員会

団体名称(ふりがな)		
代表者	氏名(ふりがな)	
	住所・電話	富士見市 TEL

次のとおり登録内容について変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

団体名称(ふりがな)		
代表者	氏名(ふりがな)	
	住所・電話	富士見市 TEL
活動	目的	
	内容	
構成員	合計 人	市内 人 (市内に住所、勤務先又は通学先を有するもの) 市外 人
運営	・会費を徴収していない ・会費を徴収している(月・年 円)	
添付書類	1 団体構成員名簿(様式第2号)又はこれに代わるもの 2 団体の会則又はこれに代わるもの	

※ 添付書類については、申請時と変更がある場合のみ提出してください。

様式第6号(第8条関係)

様式第6号(第8条関係)

使用料免除登録団体変更届

年 月 日

(宛先)富士見市教育委員会

団体名称(ふりがな)		
代表者	氏名(ふりがな)	
	住所・電話	富士見市 TEL

次のとおり登録内容について変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

団体名称(ふりがな)		
代表者	氏名(ふりがな)	
	住所・電話	富士見市 TEL
活動	目的	
	内容	
構成員	合計 人	市内 人 (在住し、在勤し、又は在学する個人) 市外 人
運営	・会費を徴収していない ・会費を徴収している(月・年 円)	
添付書類	1 団体構成員名簿(様式第2号)又はこれに代わるもの 2 団体の会則又はこれに代わるもの	

※ 添付書類については、申請時と変更がある場合のみ提出してください。

様式第7号(第9条、第12条関係)

様式第7号(第9条、第12条関係)

市内目的内団体登録(変更)届

年 月 日

(宛先)富士見市教育委員会

団体名称(ふりがな)		
代表者	氏名(ふりがな)	
	住所・電話	富士見市 TEL

次のとおり市内目的内届出団体の登録(登録内容の変更)をしたいので、関係書類を添えて届け出ます。

団体設立年月		年 月
活動	目的	
	内容	
	主な活動場所	
構成員	合計 人	市内 人 (市内に住所、勤務先又は通学先を有するもの) 市外 人
	運 営	・会費を徴収していない ・会費を徴収している(月・年 円)

届出の実績	有(年 月から)、再届出、新規届出
-------	--------------------

様式第7号(第9条、第12条関係)

様式第7号(第9条、第12条関係)

市内目的内団体登録(変更)届

年 月 日

(宛先)富士見市教育委員会

団体名称(ふりがな)		
代表者	氏名(ふりがな)	
	住所・電話	富士見市 TEL

次のとおり市内目的内届出団体の登録(登録内容の変更)をしたいので、関係書類を添えて届け出ます。

団体設立年月		年 月
活動	目的	
	内容	
	主な活動場所	
構成員	合計 人	市内 人 (在住し、在勤し、又は在学する個人) 市外 人
	運 営	・会費を徴収していない ・会費を徴収している(月・年 円)

届出の実績	有(年 月から)、再届出、新規届出
-------	--------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の富士見市立地域公民館使用料免除基準及び使用料免除団体の登録手続等に関する要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

報告事項（10）資料

富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和4年規則第32号）新旧対照表

新					旧						
別表第1（第4条関係）					別表第1（第4条関係）						
月分	納期限	学校給食費の額				月分	納期限	学校給食費の額			
		小学校	中学校	特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部・高等部			小学校	中学校	特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部・高等部
4月分	5月末日	一律5,200円	一律6,100円	一律5,900円	一律6,500円	4月分	5月末日	一律5,100円	一律6,100円	一律5,600円	一律6,500円
5月分	6月末日					5月分	6月末日				
6月分	7月末日					6月分	7月末日				
7月分	8月末日					7月分	8月末日				
8月・9月分	9月末日					8月・9月分	9月末日				
10月分	10月末日					10月分	10月末日				
11月分	11月末日					11月分	11月末日				
12月分	12月25日					12月分	12月25日				
1月分	1月末日					1月分	1月末日				
2月分	2月末日					2月分	2月末日				
3月分	3月末日					3月分	3月末日				
別表第2（第4条関係）					別表第2（第4条関係）						
1回当たりの学校給食費の額		小学校	中学校	特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部・高等部	1回当たりの学校給食費の額		小学校	中学校	特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部・高等部
		300円	350円	350円	380円			290円	350円	330円	380円

別表第3（第5条関係）

区分	控除する学校給食費の額					
	飲用の牛乳を摂取することができない場合		パン・麺を摂取することができない場合		飲料を除く学校給食等を摂取することができない場合	
	月分	1回	月分	1回	月分	1回
小学校	1,100円	60円	500円	30円	4,100円	240円
中学校	1,100円	60円	500円	30円	5,000円	290円
特別支援学校 小学部	1,100円	60円	300円	20円	4,800円	290円
特別支援学校 中学部・高等部	1,100円	60円	300円	20円	5,400円	320円

附 則

1～3 （略）

（学校給食費の抜本的負担軽減移行に伴う特例）

4 当分の間、条例第2条第3号の保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の要保護者を除く。次項及び附則第6項において「条例保護者等」という。）についての別表第1の適用については、同表中「5,200円」とあるのは「0円」と、「6,100円」とあるのは「5,100円」と、「5,900円」とあるのは「0円」と、「6,500円」とあるのは「5,600円」とする。ただし、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定により支弁を受けた者（次項において「奨励費対象者」という。）についての同表の適用につ

別表第3（第5条関係）

区分	控除する学校給食費の額					
	飲用の牛乳を摂取することができない場合		パン・麺を摂取することができない場合		飲料を除く学校給食等を摂取することができない場合	
	月分	1回	月分	1回	月分	1回
小学校	1,100円	60円	500円	30円	4,000円	230円
中学校	1,100円	60円	500円	30円	5,000円	290円
特別支援学校 小学部	1,100円	60円	300円	20円	4,500円	270円
特別支援学校 中学部・高等部	1,100円	60円	300円	20円	5,400円	320円

附 則

1～3 （略）

（新規）

いては、同表中「5,900円」とあるのは「5,900円について特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定により支弁を受けた額」とする。

5 当分の間、条例保護者等についての別表第2の適用については、同表1回当たりの学校給食費の額の項中「300円」とあるのは「0円」と、同項中学校の欄中「350円」とあるのは「300円」と、同項特別支援学校小学部の欄中「350円」とあるのは「0円」と、同項中「380円」とあるのは「320円」とする。ただし、奨励費対象者についての同表の適用については、同表1回当たりの学校給食費の額の項特別支援学校小学部の欄中「350円」とあるのは、「350円について特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項の規定により支弁を受けた額」とする。

6 当分の間、条例保護者等についての第5条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの項中「控除した額」とあるのは「控除した額（0を下回る場合には、0とする。）」とし、別表第3の適用については、同表中学校の項中「1,100円」とあるのは「800円」と、「60円」とあるのは「50円」と、「500円」とあるのは「400円」と、「30円」とあるのは「20円」と、「5,000円」とあるのは「4,300円」と、「290円」とあるのは「250円」とし、同表特別支援学校中学部・高等部の項中「1,100円」とあるのは「800円」と、「60円」とあるのは「50円」と、「300円」とあるのは「200円」と、「20円」とあるのは「10円」と、「5,400円」とあるのは「4,800円」と、「320円」とあるのは「270円」とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

報告事項（11）資料

その他

- ・第45回つるせ公民館まつりについて